

- ク 傷病（補償）等年金**—療養を始めてから、1年6か月を経過しても治らないとき（傷病等級第1級～第3級）
- ※ イ 休業（補償）等給付には、休業特別支給金（給付基礎日額の20%）が付加して支給されます。
  - ※ ウ 障害（補償）等給付、エ 遺族（補償）等給付、ク 傷病（補償）等年金にも支給要件に応じて特別支給金（障害特別支給金、遺族特別支給金、傷病特別支給金等）が付加して支給されます。
  - ※ カ 二次健康診断等給付は、一次健康診断等受診から3か月以内に請求する必要があります。

### （3）消滅時効

給付の種類によって、請求権が時効により消滅する期間は次のようになります。

- ・2年 療養（補償）等給付、休業（補償）等給付、介護（補償）等給付、二次健康診断等給付（特定保健指導）、葬祭料等（葬祭給付）
- ・5年 障害（補償）等給付、遺族（補償）等給付

### ★★問い合わせ先★★

管轄の**労働基準監督署**（P150参照）

## 4 健康保険（健康保険法）

健康保険は、労働者（被保険者）やその家族（被扶養者）が仕事や通勤以外で病気、ケガ、死亡をした場合や、出産をした場合に、必要な医療給付や手当金などを支給し、労働者やその家族の生活の安定を図る制度です。

### （1）適用事業所

#### ア 強制適用事業所

（○強制適用 ×任意適用）

規模	5人以上		5人未満	
事業形態	法人	個人事業主	法人	個人事業主
適用業種	○	○	○	×
非適用業種	○	×	○	×

※ 農林水産業、宿泊業・飲食サービス業、クリーニング業・理美容業など一部の業種を除き常時5人以上の従業員を使用する個人の事業所も適用事業所となります。

## イ 任意適用事業所

強制適用事業所以外の事業所であっても、従業員の半数以上が同意、事業主が申請して厚生労働大臣の認可を受けると適用事業所となります。

## (2) 適用労働者（被保険者）

原則として、適用事業所に働く人は他の医療保険の適用を受ける人を除き、全て適用されます。パートタイム労働者も1週の所定労働時間及び1月の所定労働日数が常時雇用者の4分の3以上であれば適用されます。

また、勤務時間・勤務日数が常時雇用者の4分の3未満でも次のア～オのすべてに該当する場合は適用されます。

ア 週の所定労働時間が20時間以上

(残業時間は含みません。)

イ 賃金の月額が8.8万円以上(※)

(残業代、賞与、通勤手当等は含みません。)

ウ 2か月を超えて働く予定がある

エ 学生でないこと

(休学中、定時制、通信制の方などは、加入対象)

オ 以下のいずれかの事業所で働いていること(※※)

- ・ 従業員数(フルタイム+週労働時間がフルタイムの3/4以上のパート、アルバイト)が51人以上の法人・個人の事業所
- ・ 従業員数(フルタイム+週労働時間がフルタイムの3/4以上のパート、アルバイト)が50人以下で、労使合意に基づき申出をする法人・個人の事業所
- ・ 国・地方公共団体に属する事業所

※ イ(金額要件)は、令和7年6月20日から3年以内の政令で定める日から撤廃されます。

※※ オ(企業規模要件)は、令和9年10月1日から、「51人以上」が「36人以上」に、「50人以下」を「35人以下」に改正されます。

その後も、段階的に引き下げられます。

なお、臨時・日雇労働者などは日雇特例被保険者として、一般と異なった取扱いがされます。

### (3) 保険料の負担

保険料の額は、標準報酬月額（賃金に応じて決められた額）に保険料率をかけて計算されます。

保険料は、被保険者（労働者）と事業主が半額ずつ負担します。

ただし、事業主の届出により、「産前産後休業中」及び「育児休業等の期間中」の保険料は、厚生年金保険料と合わせて免除され、被保険者及び事業主の保険料は徴収されません。

### (4) 任意継続

退職日までに2か月以上健康保険に加入していると加入できます（退職日の翌日から最長2年間）。なお、資格喪失日（退職日の翌日）から20日以内の申出が必要です。

### (5) 傷病手当金

私傷病で働くことができず、会社を連続する3日を含み4日以上仕事を休んだ場合、4日目以降標準報酬日額の3分の2に相当する額が通算1年6か月の範囲内で支給されます。（支給額が調整されることがあります。）

資格喪失の前日まで継続して1年以上被保険者であった者で、資格喪失の際、傷病手当金を受けているか、または、支給要件を満たしている者は引き続き支給を受けられます。

### (6) 出産育児一時金・出産手当金

健康保険から次の給付が受けられます。

#### ア 出産育児一時金（被保険者・被扶養者）

出産したとき1児につき50万円（在胎週数が22週に達していない若しくは、産科医療補償制度加算対象出産ではない場合は、48.8万円）